

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までは炭鉱夫として、また、昭和〇年頃から平成〇年〇月まではトンネル坑夫として、のべ約〇年〇か月間、粉じん作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、合併症なし、療養否」と決定され、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、労災保険により加療を受け、その後、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、合併症続発性気管支炎、療養要」と決定され、療養を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、入院先のA病院で死亡した。

A病院の死亡診断書によると、直接死因として「急性呼吸促迫症候群」、直接死因の原因として「誤嚥性肺炎」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として「慢性心不全、慢性腎不全」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人(以下「請求人ら」という。)は、被災者の死亡はじん肺が悪化したことが原因であると主張しているので、以下、検討する。

(1) 被災者の死亡の原因について、B医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日、誤嚥し肺炎を併発、呼吸状態急激に悪化し死亡する。死亡原因である急性呼吸促迫症候群と診断した根拠については、誤嚥性肺炎併発し、呼吸状態が悪化したため」と述べている。

また、じん肺とその合併症である続発性気管支炎(以下「本件疾病」という。)の因果関係については、要旨、「心不全よりのうっ血肺が主な在宅酸素療法であるが、じん肺も悪影響を少しは及ぼしていたことから、直接の因果関係は不明であるが、間接的には悪影響を与えていると考えられる」旨述べており、間接的な影響についての可能性を認めている。

(2) 一方、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「直接死亡原因である急性呼吸不全の主因は肺水腫であり、その主たる原因はうっ血性心不全である。さらに併存する貧血、腎機能障害により、心不全、肺水腫の病態が悪化したものであるが、これらうっ血性心不全、貧血、腎機能障害は、いず

れもじん肺との因果関係はいわれておらず、心源性肺水腫（ママ）とじん肺の間には因果関係はない。」と述べている。

また、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺が慢性心不全の長期的な経過に影響を及ぼした可能性は否定できないが、今回死因となった急性呼吸不全への直接的な関与はなかったものと思われる。」旨述べている。

(3) 以上の医師の所見及び被災者の症状の推移から、被災者の直接死亡原因については、「急性呼吸促迫症候群」としたB医師の診断は妥当であるものと判断するも、当該死亡原因と本件疾病との医学的な因果関係については、同医師は間接的な悪影響を認めているものの、直接的な因果関係は不明としており、さらに、C医師及びD医師は明確にこれを否定していることから、当審査会としては、本件疾病と死亡との間に医学的な相当因果関係は認められないものであると判断する。したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。